

障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(4) 普通急行券 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。

(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

第6条 削除

(割引率)

第7条 身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第8条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限つて有効とする。

(旅客運賃・料金の払いもどし)

第10条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限つて取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第11条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

別表（第2条） 身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別			等級及び割引種別	第 1 種身体障害者 (本人及び介護者)	第 2 種身体障害者 (本 人)
視覚障害				1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、5 級及び 6 級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害			2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
	平衡機能障害			---	3 級及び 5 級
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害				---	3 級及び 4 級
肢体不自由	上 肢			1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
	下 肢			1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
	体 幹			1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1 級及び 2 級	3 級から 6 級
		移動機能		1 級から 3 級	4 級から 6 級
心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害			1 級、3 級及び 4 級	---
	ぼうこう又は直腸の機能障害			1 級及び 3 級	4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害			1 級から 4 級	---

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。